# なぜ教員と保護者の連携は難しいのか

――いじめ加害者への対応をめぐる認識のすれ違い――

\*藤川寛之 \*澤田 凉 \*古殿真大 \*\*内田 良

- 1. 問題の所在
  - 1.1. いじめ対応における保護者
- 1.2. 教員と保護者の連携に関する課題
- 1.3. 加害者対応という視点
- 2. 調査概要と分析方針
  - 2.1. 調查概要
  - 2.2. 分析方針と使用する変数
- 3. 相談からみえる保護者の信頼
- 4. 加害者対応をめぐる認識のすれ違い
- 5.「解決可能性」と加害者対応をめぐる認識の関係
  - 5.1. 「解決可能性」の認識
  - 5.2. 解決可能性と加害者対応
  - 5.3. 加害者対応をめぐるすれ違いが生じる理由
- 6. まとめと課題

### 1. 問題の所在

### 1.1. いじめ対応における保護者

今日、いじめは依然として学校教育を脅かす問題とされており、学校外のアクターを含めその解決が目指されている。文部科学省が毎年発表している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(以後、「問題行動調査」)によれば、学校におけるいじめの認知件数は2019年度で過去最高の612,496件に達した。こうしたなかで、いじめの解決に向けた取り組みとして、2013年に「いじめ防止対策推進法」が公布されるとともに、全国の地方自治体や学校に「いじめ防止基本方針」の策定が促されてきた。また大阪府寝屋川市のように、地方自治体がいじめの対応を担う部署を設置した事例も散見される。

ところで、本稿の関心は、いじめの解決に向けた取り組みに関わる学校外のアクターとしての保護者にあ

る。なぜなら、教員と保護者の連携がいじめ対応において期待されている一方で、いじめ対応という場面に限らず、その連携は順調ではない上に、連携を促そうとする従来の議論も課題を内包しているからである。

「いじめ防止対策推進法」の第8条では、「学校及び学校の教職員の責務」として「当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む」ことが記されている。いじめ対応において保護者が重要なのは、いじめの早期発見やいじめ発生後のケアの担い手として期待されている(後藤・瀬戸 2018)からだ。藤川(2021)も、事態の深刻化や長期化を見据えて、「保護者が学校に不信を抱くような状況ができてしまうことは、いじめ対応を難しく」(p.61)すると指摘しており、その関係構築を目指す実践的な取り組みを提示している。

しかしながら、再度「問題行動調査」を参照すると、 教員と保護者の連携がそれほど順調ではない可能性が 浮上してくる。「問題行動調査」には、いじめ発生時に 教員と保護者がどれほど関わっているのかを暫定的に

<sup>\*</sup> 名古屋大学大学院学生

<sup>\*\*</sup> 名古屋大学大学院教員

示してくれる2つの項目がある。一つは「いじめる児童生徒への対応」として「保護者への報告」をしたか尋ねている項目であり、もう一つは「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」として「PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた」かどうかを尋ねた項目である。その結果をみると、2015年から2021年まで、いずれの年も45%前後を維持しており、言い換えれば、いじめ対応において教員と保護者が関わった数がここ数年は認知されたいじめ全体の半数以下である可能性を示している1。

### 1.2. 教員と保護者の連携に関する課題

では、なぜ教員と保護者の連携は順調ではないの か。いじめを対象としたものに限らず先行研究を概観 すると、その理由としては学校や教員組織の閉鎖性や 保護者が抱く学校や教員組織への不信感が挙げられ る。換言すれば、それぞれが互いに抱く排他的な意 識が連携を困難にしているということだ。たとえば. 1990年代に起きた私学ブームの背景として保護者が公 立学校に抱く不信や不安を挙げながら、その背後で公 立学校関係者の「公立学校制度を教育の正系とする観 念 | (p.8) が保護者との壁を形成しているという黒崎 (1994)の指摘は、両者の意識が互いの関係構築を妨げ ている事実を鋭く見抜いている。その後、学校教育に 対する保護者の満足度を検討した佐藤(2008)は、教 育改革が進むなかで現在の学校は親の期待に応えるこ とが容易になっており、黒崎が指摘したような両者の 壁が除去されつつあることを予想している。

しかしながら、閉鎖性や不信感といった壁が無くな ると連携が可能になるのかといえばそうとも限らな い。たとえば、教員と保護者が積極的に意見を交換し ている、あるいはそうした場が設けられている場合、 両者が連携できているかのようにみえる。しかし、そ の場で互いの意見がすれ違った場合、たちまち両者の 連携が困難へと向かうことは容易に想像できる。その 可能性を加味すれば、教員の閉鎖性や保護者の不信感 がどのように変化したかとは別に、教員と保護者の認 識がすれ違っているのか、すれ違っていればそれはい かに違うのか、両者の間で起きている現象を詳らかに することが求められるだろう。そこで本稿は、いじめ 対応に関する教員と保護者の認識に注目する。そし て、その認識のすれ違いを検討し、教員と保護者の連 携が困難である理由を考察するとともに、今後の研究 に対して連携可能性を探る新たな視角を提示する。

### 1.3. 加害者対応という視点

本稿では、いじめ対応のなかでも、加害者への対応 (以後、加害者対応)に注目する。以下で述べる通り、 加害者対応をめぐる議論はほとんど進展しておらず、 教員や保護者に共通の認識が構築されているとはいえ ない。そのため、両者の認識のすれ違いが大きく生じ ている可能性があり、本稿にとって格好の対象だと考 えられるからだ。

いじめ対応というと、その宛先は被害者であることがほとんどである。ただし、これは決して、加害者に関する研究が少ないことを意味しない。久保田(2013)は中学生を対象とした質問紙調査から得られたデータを分析し、加害者が利益を実感するといじめがエスカレートしやすいことを明らかにしている。このような加害者(あるいは、加害行為)を理解する研究は多く存在しており、いじめ加害者に関する研究をレビューした唐(2018)も、現存するいじめ加害者研究が、加害者の攻撃行動や動機を扱う研究と、加害者を生み出す学級構造に注目した研究で構成されていることを指摘している。

しかし、加害者対応に関する議論になると話は別である。加害者対応については被害者対応に比して、その議論が少ないと言わざるを得ない。たとえば、内田(2022)は、被害者への対応やオルタナティブは充実してきたが、それは同時に被害者の学校からの排除を前提にしており、被害者が排除される構造を維持している一因として加害者への対応やオルタナティブが未整備を指摘している(pp.17-18)。

以上より,本稿では教員と保護者の間に生じている 加害者対応の認識のすれ違いを検討し,両者の連携が 困難であることの一因を探っていく。より具体的に言 えば,教員と保護者の間で双方が望む加害者対応にす れ違いはあるのか,その違いはどのような特徴を有す るのかを明らかにする。ここでいうすれ違いは,いじ めが発生した際に行われるべき加害者対応についての 当為論的な認識が教員と保護者で齟齬が生じているこ とを意味する。この作業を通じて,教員と保護者の連 携が重要であるという認識を共有しながらも,本稿は 連携に係る課題を可視化するための新たな視角を提示 するという点で意義があると考える。

### 2. 調査概要と分析方針

#### 2.1. 調査概要

本稿では、筆者ら<sup>2</sup>が2021年8月13日~17日に①小 学校教員、②小学校保護者、③中学校教員、④中学校 保護者、⑤中学校生徒を対象として実施した「いじめ をめぐる認知のズレに関する研究調査」(以下,本調査とする)のデータを用いる。本調査は委託した調査会社の登録 Web モニターを対象とした Web 調査である。①~⑤のサンプルサイズはそれぞれ約400名(合計約2000名)である。割付条件としては中学生および保護者は男女同数にて割付し、教員は学校基本調査から算出された男女比に合わせて割付している。なお,本調査は名古屋大学大学院教育発達科学研究科研究倫理委員会の承認を受けて実施されたものである。

Web 調査については、その方法論でいくつかの課題が指摘されている。その最たるものとしては、非観測誤差と呼ばれる回答者の偏りがあげられる。たとえば、杉野・小内(2020)は Web 調査の回答者が「謝礼目的」に偏っており、想定する母集団とのずれが大きい可能性を指摘する。だが、そのように考えられるずれに関して詳細な検討はそれほど蓄積されていない。数少ない例として、澤田ら(2022)は性別や年収といった社会階層の観点から回答者の偏りを検討し、想定する母集団と大してずれていない変数もあることを示している。本稿では、こうした方法論に関する議論で示された Web 調査の限界を踏まえて分析を進めていく。

### 2.2. 分析方針と使用する変数

本稿では、主に小学校と中学校のそれぞれにおける 教員と保護者を対象として分析を行う。使用する変数 については、各節で詳述する。

まず、第3節では「いじめがあったときに教員に相談するか」「いじめの疑いがあったときに教員は相談してくれるか」という2つの項目に着目し、保護者が教員に相談している可能性があるかどうかについて検討する。結論を先取りするならば、保護者の多くは教員に相談すると答えており、すでに相談している可能性を有している。それは同時に、本稿が関心を寄せている教員と保護者のすれ違いが起きる条件の成立を示唆するものである。

次に,第4節では「出席停止」と「警察と連携」という2つの加害者対応に注目し、それらをめぐる教員と保護者の認識のすれ違いについて分析する。

なぜこれらを加害者対応の指標として扱うのか。学校教育法(第35条)によれば、「出席停止」は他の児童生徒の教育を妨げると認められる児童生徒に一定期間の出席を停止することである。一方で、いじめ対応としての「警察と連携」は外部機関との連携を意味し、そのなかでも警察はいじめ行為が犯罪行為に該当する場合の対処や、ネットいじめが発生した場合に連携すべき機関とされる(文部科学省 2019)。したがって、

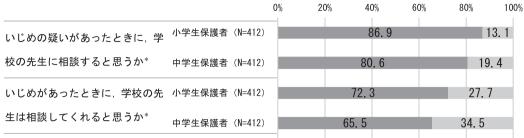
いずれもいじめ発生後に採られる対応であり、なおかつ、教員による指導といった従来のいじめ対応よりも厳しい対応であるため、その是非は人によって異なると思われる。特に、「出席停止」はほとんど措置として実施されていないのが現状であり³、その機能を経験的に知らない人も多い。また「警察と連携」も、教員は普段から学校警察連絡協議会等で警察と関わることがないと予想される。それゆえ、「出席停止」と「警察と連携」をめぐる教員と保護者の認識について、彼らが置かれた状況や文脈の差異がそのすれ違いを生み出す可能性は十分あると考えられる。以上から、この2つは加害者対応をめぐる認識のすれ違いを検討するのに格好の対象だと考えられる。

最後に、第5節ではいじめに対する「解決可能性」 の認識に着目し、加害者対応をめぐる認識のすれ違い を詳しく検討する。いじめに対する「解決可能性」の 認識とは、いじめを解決することができるかどうかの 認識であり、加害者対応のあり方を規定する資源にな りうると考えられる。そもそも、いじめの「解決可能 性」は、個別具体的ないじめ対応のあり方を決める際 の前提として機能すると同時に、望ましいと考えるい じめ対応のあり方によってその意味が異なる。たとえ ば、いじめは子どもたちで解決すべきだといういじめ 対応のあり方が望ましいとする場合.「解決可能性」 は「子どもたちで」解決できるか否かを意味する。そ して、解決できると認識する場合、それを実践へと反 映することになる。このように、「解決可能性」とは、 理想的ないじめ対応のあり方にその意味を規定されつ つ、個別具体的ないじめ対応のあり方を決定する機能 を有している。

そして本稿は、教員と保護者の「解決可能性」の意味を探りつつ、その意味と加害者対応の認識の関係を整理し、そこに教員と保護者の認識のすれ違いが発生する一因が存在すると仮定している。5節では、そのような仮定を検証していくことが主な作業となる。

### 3. 相談からみえる保護者の信頼

はじめに、いじめをめぐる保護者の相談可能性について検討しておきたい。図1は、「いじめがあったときに教員に相談するか」「いじめの疑いがあったときに教員は相談してくれるか」という2つの項目に対する保護者の回答割合を学校段階別に示したものである。回答の取り扱いについて、とくに断りがなければ、「思う」(「とてもそう思う」+「どちらかといえばそう思わなう」と「思わない」(「どちらかといえばそう思わな



<sup>\*</sup>p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

■ 思う ■ 思わない

図1 相談可能性をめぐる保護者の認識

い」+「まったくそう思わない」)として分析に用いた。「いじめがあったときに教員に相談するか」については、いずれの学校段階においても8割以上の保護者が相談すると思う傾向にある。具体的にみると、小学校保護者のうち86.9%が、中学校保護者のうち80.6%が「思う」と回答している。小学校保護者と中学校保護者の間で統計的な有意差が確認され、小学校保護者の方がより相談すると思っていることが読み取れる。

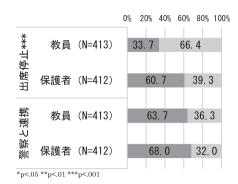
一方で、「いじめの疑いがあったときに教員は相談してくれるか」についても6割以上の保護者が相談してくれると思う傾向にあった。具体的にみると、小学校保護者のうち72.3%、中学校保護者のうち65.5%が「思う」と回答している。「いじめがあったときに教員に相談するか」と同様に、小学校保護者と中学校保護者の間で統計的な有意差が確認され、ここでも小学校保護者の方が、教員は相談してくれると思っている者の割合が高いことがわかる。

こうしたことから、保護者はいじめの疑いがあれば 教員に相談する意思を有しており、またいじめがあっ た際に教員から相談してもらえると期待していること がわかる。別言すれば、とりわけいじめという場面に おいて、保護者の不信や不安が働いているという先行 研究の前提は成立していないことが指摘できる。この ことは、本稿にとっても重要な指摘となりうる。なぜ なら、教員と保護者の連携が順調でないことは一旦括 弧に入れつつ、保護者が教員にいじめ対応をめぐる何 らかの情報発信をする/されると思っているという可 能性が窺えるからだ。もしその可能性が現実であるな らば、いじめ対応をめぐる現場において教員と保護者 のすれ違いが生じる基盤が成り立っているといえるだ ろう。そうした状況を踏まえ、次節以降では、加害者 対応をめぐる教員と保護者の認識のすれ違いについて 検討を加える。

## 4. 加害者対応をめぐる認識のすれ違い

本節では、「出席停止」と「警察と連携」という2つ の具体的な加害者対応に着目し、それぞれの対応につ いて教員と保護者がどのように捉えているかを分析す る。使用するのは、「いじめ一般についてお聞きしま す。あなたは次の意見についてどう思いますかしとい うなかで「加害者を出席停止にすべきだ」と「いじめ は、警察と連携して解決すべきだ」について「とても そう思う | 「どちらかといえばそう思う | 「どちらかと いえばそう思わない | 「まったくそう思わない | の4件 法で尋ねたものである。分析では、「思う」(「とてもそ う思う | +「どちらかといえばそう思う」)と「思わ ない | (「どちらかといえばそう思わない | + 「まった くそう思わない」) に変換して用いる。ただし、小学 校と中学校ではいじめの特性が異なると予想されるた め、加害者対応において教員と保護者で認識が違って いると思われる。そこで、以下では小学校と中学校を あらかじめ分けて分析を行い. 必要に応じて小学校と 中学校を比較しながら議論を進めていく。

図2では、「出席停止」と「警察と連携」について、それらの加害者対応をすべきかどうかどうか小学校教員と小学校保護者に尋ねた結果を示している。まず、「出席停止」については、小学校教員と小学校保護者の間で統計的な有意差が確認された。具体的に見れば、小学校教員では33.7%が、小学校保護者では60.7%がすべきだと思うと答えており、その間はおよそ27ポイントの開きがある。次に、「警察と連携」については、小学校教員では63.7%が、小学校保護者では68.0%がすべきだと思うと答えており、その間にはおよそ5ポイントしか開きがなく、統計的な有意差も確認されなかった。したがって、小学校では、「出席停止」については教員と保護者の認識がすれ違っており、「出席停止」に否定的な教員と肯定的な保護者で対立する可能

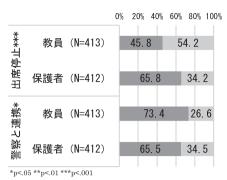


■思う ■思わない 図 2 小学校における加害者対応の認識

性が示唆される。一方で、「警察と連携」についてはいずれも肯定的な立場を示していることがわかった。

では、こうした小学校での傾向は中学校でも確認で きるのだろうか。図3では、「出席停止」と「警察と連 携」について、中学校教員と中学校保護者に尋ねた結 果を示している。まず、「出席停止」については、小学 校と同様に、中学校教員と中学校保護者の間で統計的 な有意差が確認された。具体的に見れば、中学校教員 では45.8%が、中学校保護者では65.8%が「出席停止」 にすべきだと思うと答えており、その間にはおよそ20 ポイントの開きがある。次に、「警察と連携」について は、小学校とは異なり、中学校教員と中学校保護者の 間で統計的な有意差が確認できた。具体的には、中学 校教員では73.4%が、中学校保護者では65.5%が「警 察と連携しすべきだと思うと答えており、その間には およそ8ポイントの開きがあった。したがって、中学 校では、「出席停止」と「警察と連携」のいずれにお いても教員と保護者のすれ違いが生じる可能性が統計 的にも認められた。具体的にいえば、一方で、「出席停 止」については否定的な教員と肯定的な保護者での二 項対立的なすれ違いが、他方で、「警察と連携 | につい ては肯定的な保護者とさらに肯定的な教員のすれ違い が確認された。

これらの結果からいえるのは、やはり教員と保護者の間では、加害者対応をめぐって認識のすれ違いが生じていたという事実である。ただし、その内実について留意が必要である。教員に着目して「出席停止」と「警察と連携」をめぐる認識を比較してみると、「出席停止」についてはいずれの学校段階においても否定的だったが、「警察と連携」については肯定的であった。それに対して、保護者に着目して同様に2つの加害者対応をめぐる認識を比較すると、どちらの加害者対応についても肯定的な認識を示していることがわかっ



■思う ■思わない

図3 中学校における加害者対応の認識

た。こうした結果から、教員は加害者対応としての2つの対応を全く異なるものとして区別しているが、保護者はどちらも加害者対応として一括り認識している可能性が推察される。実際、「出席停止」と「警察と連携」について、どちらもすべきだと思うと回答した保護者の割合は、小学校保護者で47.8%(N=412)、中学校保護者で50.5%(N=412)であることから4、保護者が2つの加害者対応を特に区別していない可能性は十分考えられる。

そうした状況から、教員と保護者では加害者対応をめぐる認識の仕方に違いがあると考えられる。具体的には、教員と保護者の間で単に加害者対応をめぐる認識がすれ違っているだけなく、加害者対応を認識するために用いる枠組みが異なっているということだ。もしそうであれば、認識だけを取り上げてすれ違いを是正する取り組みは、根本的な課題を看過してしまうだろう。そこで次節では、分析方針でも述べた通り、教員や保護者が有すると思われる加害者対応の認識枠組みを検討するべく、その一つとして予想される「解決可能性」の認識に着目し、教員と保護者の認識のすれ違いを詳しく検討していく。

## 5. 「解決可能性」と加害者対応をめぐる認 識の関係

### 5.1. 「解決可能性」の認識

本節で使用するのは、加害者対応を認識する枠組みになりうる「解決可能性」の認識である。具体的には、「いじめは解決できる」(以後、「解決可能性」)かどうかについて、「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「まったくそう思わない」の4件法で尋ねた質問項目を用いる。分析では、加害者対応と同様に、「思う」(「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」)と「思わない」

(「どちらかといえばそう思わない」+「まったくそう 思わない」) に整理して用いる。

分析に入る前に、教員と保護者における「解決可能性」の認識だけで比較しておきたい。図4は、「解決可能性」について教員と保護者に尋ねた結果を、小学校と中学校に分けて示したものである。図4によれば、いずれの学校段階においても、教員と保護者の間には統計的な有意差が確認できる。小学校教員では65.1%が、小学校保護者では47.3%が解決できると思うと答えており、その間にはおよそ18ポイントの開きがあ

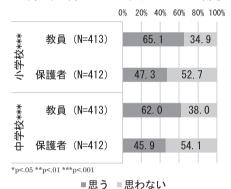


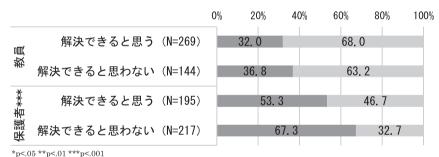
図4 解決可能性の認識

る。他方で、中学校教員では62.0%が、中学校保護者では45.9%が解決できると思うと答えており、その間にはおよそ16ポイントの開きがある。つまり、学校段階に関わらず、保護者に比べて教員の方がいじめは解決できると思っていることがわかる。この結果を踏まえて、以下では「解決可能性」の認識と加害者対応の認識がどのような関係にあるのかを分析していく。

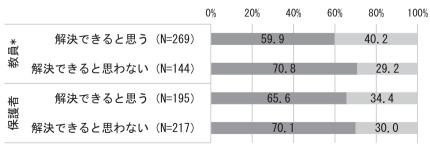
### 5.2. 解決可能性と加害者対応

図5は、小学校における解決可能性をめぐる認識と教員と保護者の「出席停止」をめぐる認識の関係を示したものである。図5をみると、小学校保護者において、解決できると思う者では53.3%が、解決できると思わない者では67.3%が「出席停止」にすべきだと思っており、その間には統計的な有意差が確認された。他方で、小学校教員においてはそのような関係は確認できないため、「解決可能性」に関係なく小学校教員は「出席停止」をすべきではないと思う傾向にあった。つまり、小学校保護者においてのみ、「出席停止」をめぐる認識と「解決可能性」をめぐる認識との間に何らかの関係があることがわかった。

では、「警察と連携」についてはどうだろうか。図 6は、小学校における解決可能性をめぐる認識と教員



■「出席停止」にすべきと思う ■思わない 図5 小学校における解決可能性と「出席停止」の認識



<sup>\*</sup>p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

■「警察と連携」にすべきと思う ■思わない 図 6 小学校における解決可能性と「警察と連携」の認識

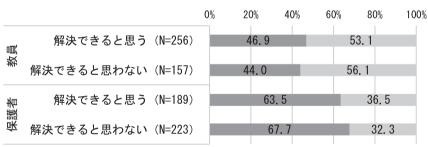
と保護者の「警察と連携」をめぐる認識の関係を示したものである。図6をみると、「出席停止」とは異なり、小学校教員においてのみ統計的な有意差が確認された。具体的には、解決できると思う者では59.9%が、解決できると思わない者では70.8%が「警察と連携」すべきと思うと答えており、その間にはおよそ11ポイントの開きがある。他方で、小学校保護者においては、解決できると思う者では65.6%が、解決できると思わない者では70.1%が「警察と連携」すべきと思うと答えており、統計的な有意差は確認されなかった。つまり、小学校教員においてのみ、「解決可能性」をめぐる認識と「警察と連携」をめぐる認識との間に何らかの関係があることがわかった。

次に、中学校における「解決可能性」の認識と加害者対応の認識の関係を検討する。図7は、中学校における「解決可能性」の認識と、教員と保護者における「出席停止」の認識との関係を示したものである。図7をみると、これまでとは大きく異なり、中学校教員と中学校保護者のいずれにおいても統計的な有意差を確認することはできない。「出席停止」にすべきだと思うと答えた者の割合は、中学校教員では45%前後、中学校保護者では65%前後であった。つまり、「解決可能性」に関係なく、中学校教員よりも中学校保護者の方

が「出席停止」にすべきだと思う割合が高いことがい える。

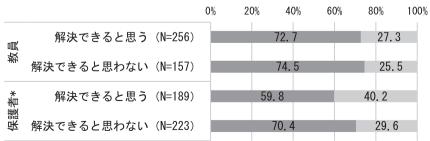
図8は中学校における「解決可能性」の認識と、教 員と保護者における「警察と連携」の認識との関係 を示したものである。図8では、「出席停止」と異な り、中学校保護者においては統計的な有意差が確認さ れた。まず、中学校教員からみていくと、解決できる と思う者では72.7%が、解決できると思わない者では 74.5%が「警察と連携」すべきと思うと答えており、 割と多くの教員が「警察と連携」を望んでいることが わかる。次に、中学校保護者をみてみると、解決でき ると思う者では59.8%が、解決できると思わない者で は70.4%が「警察と連携」すべきと思うと答えている ことがわかる。この間にはおよそ11ポイントの開きが あり、統計的にも有意な差であった。これらの結果か ら、中学校保護者においてのみ「警察と連携」をめぐ る認識と「解決可能性」をめぐる認識との間に関係が 認められた。

以上の結果を整理しておきたい。まず小学校において、小学校教員は「出席停止」に一貫して否定的であるが、「警察と連携」に関しては解決できると思わない者ほど肯定的に答える割合が高い傾向にあった。それに対して小学校保護者は、いずれについても肯定的で



\*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

■「出席停止」にすべきと思う ■思わない 図7 中学校における解決可能性と「出席停止」の認識



<sup>\*</sup>p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

■「警察と連携」にすべきと思う ■思わない 図8 中学校における解決可能性と「警察と連携」の認識

あり、特に「出席停止」については解決できると思わない者ほど肯定的に答える割合が高い傾向にあった。 ただし、解決できると思う者の場合、肯定的に答える割合はおよそ50%であり、意見が二分しているとも理解できる。

次に、中学校における結果も整理しておく。中学校教員は「出席停止」について小学校より肯定的な答えが多いものの、やはり一貫して否定的な姿勢が優勢であった。逆に、「警察と連携」に関しては一貫して肯定的な姿勢を示していた。いずれも解決可能性の認識との関係は確認されていない。一方で、中学校保護者は、小学校と同様にいずれについても肯定的であった。ただし、小学校とは異なる「出席停止」について、解決できると思う者の場合に肯定的に答える割合はおよそ50%であり、意見が二分している状況が理解できる。

小学校と中学校,あるいは教員と保護者の間で,な ぜこのような違いが生じているのか。次項ではその理 由について若干の考察を加えたい。

### 5.3. 加害者対応をめぐるすれ違いが生じる理由

前項で確認した違いの理由を探るためには、まず教員と保護者のそれぞれにおける「解決可能性」の意味を把握し、次に「解決可能性」の意味と加害者対応の認識との関係を整理する必要がある。

まず、教員の結果から指摘できるのは、以下の2点である。1点目に、教員は加害者である児童生徒を学級から排除することなく問題解決を図っていることである。「出席停止」とは、極端に言えば加害者を学級等から排除することを意味する。それを否定することで、加害者を学級から排除する可能性を排していると理解できる。ただし、教員がいじめの問題解決を目指さないという事態は想像しがたいため、あくまで問題解決を志向したうえで、加害者の排除を否定しているのである。つまり、教員は加害者を排除することなく、問題解決を目指しているといえる。ただし、2点目に、1点目とは異なり、「警察と連携」は問題解決のために必要な手段として多くの教員が認識していることが指摘できる。

この2点は一見すると矛盾しているようにも見える。なぜなら、「警察と連携」することは、学校外部のアクターを問題解決に招き入れることを意味し、特に警察は加害者を学校から取り出す可能性も想定されるからだ。しかし、学校からの要請で警察が動く場合、解決に向けた介入というよりも、教員が担いづらい事実確認や注意喚起がその主な役割となるだろう。とくに、最近ではネットいじめも多発しており、教員だけ

では対応できない事案が増えつつある。そうしたなかでは、「警察と連携」することがいじめの解決を可能にするツールとして教員に認識されていると考える方が適切だろう。もしそうであれば、双方は決して矛盾しあうものではないだろう。

では、加害者排除を否定し外部との連携を望む教員の論理はいかに成立しているのだろうか。そのプロセスの背景として、本稿では「指導の文化」という概念に着目する。酒井(1999)は日本の教員が、小学校や中学校に限らず、「指導の文化」を共有しているのだと指摘する。そして、「指導の文化」のもとでは、児童生徒との信頼関係の構築と生徒指導に過度なウェートを置く傾向が存在することを明らかにしている。

この概念を本稿に引き寄せれば加害者排除を否定する論理は、教員が積極的に児童生徒と信頼関係を構築して、同時に生徒指導も達成するという「指導の文化」に規定されていることがいえるだろう。他方で、生徒指導の達成が至上命題となっている「指導の文化」において、いじめ解決を可能にするツールとしての警察と連携は必然的に教員の選択肢になるだろう。

このような事情から見えてくるのは、教員にとっての「解決可能性」とは「教員自身で解決に導けるかどうか」を意味することである。それは、5.2 で確認した「解決可能性」と「警察と連携」をめぐる認識についての分析結果を振り返るとわかりやすい<sup>5</sup>。小学校教員では、解決できると思う者はそうでない者よりも「警察と連携」すべきだと思うと答える割合は低い。中学校教員ではそのような傾向は全く見られない。この違いは、中学校よりも小学校の方が、いじめが深刻化しておらず、教員自身で解決可能な事案が多いことが関わっていると推測できる。

したがって、教員においては「教員自身で解決に導けるかどうか」という意味での「解決可能性」と加害者対応の認識が関係していると思われる。

次に、保護者の結果についても以下の2点を指摘しておきたい。1点目に、多くの保護者は加害者対応に肯定的であるため、「出席停止」と「警察と連携」を特に区別することなく認識していることである。2点目に、とはいえ、解決できると思う者は加害者対応に否定的な側面も持っており、その側面が現れるのは小学校と中学校で異なるということである。

ところで、まず確認しておきたいのは、保護者が実際に求めているのは「加害者に直接的な罰を与えること」というよりも、「教員の責任としての対応」という可能性である。

教員の責任がある時期から子どもの管理や指導にお

いて確立されたことが先行研究で明らかになっている。たとえば、油布(1999)は新聞記事の分析を通じて、それまで学校という空間に囚われず、24時間教員としての働きを期待されていた「教師役割」が、昭和40年代以降から学校という空間内部に限定され、子どもの「管理・監督と指導に関する責任」という点において明確になっていったことを指摘している(p.149)。そうした責任の明確化は、教職に対してアカウンタビリティ(説明責任)が要求されるようになった契機ともいえる。

そのなかにおいて、いじめという特定の問題が発生した場合に、加害者の「管理・監督」や加害行為に対する「指導」の責任が教員に帰されるのは必然かもしれない。それゆえ、どのような加害者対応であったとしても、基本的には教員の指導責任として一括り要求されているのが、先に確認した保護者の傾向が表している現実だと考えられる。

ただし、ここで重要なのが、一部の保護者においては「出席停止」、あるいは「警察と連携」が否定的に捉えられていたという事実である。たとえば、一方で、小学校という場においては「出席停止」が否定され、他方で、中学校という場においては「警察と連携」が否定された。たしかに、「出席停止」は小学生に対する指導として全く馴染みがあるわけではないうえに、学級から排除するほどの深刻ないじめも稀なケースだといえる。また「警察と連携」に関しても、中学生は14歳を過ぎれば刑事責任に問われる場合があり、警察が犯罪行為として認知した場合にその対応は教員との連携という枠組みを越えてくる可能性がある。したがって、いずれの理由も小学校や中学校といったその場に備わった特有の社会的文脈に埋め込まれており、その文脈が加害者対応の認識に関わっていることがわかる。

そうした社会的文脈が加害者対応の認識に関わっているとして、ここまでの議論から見えてくるのは、保護者にとって「解決可能性」は「いじめが解決できるかどうか」に焦点化されていることである。言い換えれば、質問文のとおりに、解決できるかどうかが当該の加害者対応の是非を判断する枠組みの一つになっているということである。解決できると思う者が「出席停止」や「警察と連携」をそれぞれの社会的文脈を踏まえたうえで否定していることは、その証左といえるだろう。

以上の議論をまとめるならば,一方で,教員では「教 員自身で解決に導けるかどうか」が加害者対応の認識 と関係していることが,他方で,保護者では自身が埋 め込まれた社会的文脈と関わりながら、「いじめが解決できるかどうか」が「教員の責任」としての加害者対応の認識と関係していることがわかった。これらを総合的に理解するならば、加害者対応の認識がすれ違う一因として、それを判断するための枠組みとして機能する「解決可能性」の認識の相違が指摘できるだろう。さらに、保護者においては、「解決可能性」の認識それ自体が小学校や中学校といったその場が備えた社会的文脈と関わっていることも、加害者対応の認識に及ぼす影響の一つであるといえる。

### 6. まとめと課題

本稿では、「出席停止」と「警察と連携」という2つの加害者対応に着目しながら、教員と保護者の認識のすれ違いについて検討してきた。得られた知見は次の3つである。

第1に、保護者はいじめの疑いがあれば教員に相談する意思を有しており、またいじめがあった際に教員から相談してもらえると期待していることがわかった。この事実は、現在進行形で保護者が教員にいじめに関する相談をしている可能性を示唆するとともに、本稿が関心を寄せる認識のすれ違いが起きる基盤が成立していることを意味する。

第2に、教員と保護者は加害者対応の認識においてすれ違っていることがわかった。ただし、分析の結果は教員と保護者の間で単に加害者対応をめぐる認識がすれ違っているのではなく、加害者対応を認識するために用いる枠組みが異なっていることを予期させるようなものであった。

そこで本稿では、加害者対応を認識する枠組みとしていじめの「解決可能性」の認識に着目し分析を行った。その結果、第3に、教員と保護者ではそもそも異なる「解決可能性」を認識枠組みとして用いて加害者対応を認識していた。また「解決可能性」の認識の異なりは、彼らが埋め込まれた社会的文脈、本稿に限っては小学校や中学校といった場の文脈に影響を受けるものであることが指摘された。

本稿の知見において特に重要なのは、教員と保護者が加害者対応をめぐってすれ違う一因として、①認識それ自体の差異と、②認識するための枠組みの差異、そして③学校段階という文脈性の差異が重層的に存在していることである。それゆえ、教員と保護者が有する認識それ自体の更新は、その認識の背後に潜む枠組みの更新や文脈性の解体の必要性を意味する。また先行研究が議論してきたような教員の閉鎖性や保護者の不信感が乗り越えられたところで、いじめ対応には特

有の認識のすれ違いが生じており、教員と保護者の連携にはやはり困難が付き纏うといえる。こうした状況を明らかにした本稿は、教員と保護者の連携可能性を探る今後の研究に新たな視角を提示したといえる。

では、教員と保護者の連携可能性を探るために、本稿の知見を踏まえれば、どのような展開が考えられるだろうか。ここで参照しておきたいのが、大日方真史の議論である(大日方 2008)。大日方は教員と保護者の間に成立する対話を、教育の公共性の再構築に見出すべく、学級通信を事例に検討している。そのなかで言及されている公共性再構築の条件の一つに、「公共性の担い手としての保護者の主体化」(p.36)が挙げられる。これは、保護者を教育サービスの消費者ではなく、「応答的な関係において課題」を共有し、「保護者が公共的な対話に参加可能になる」ことによって、課題を引き受けうる当事者として主体化するという意図が込められている(同上)。そして、大日方は、そのようにして達成される主体化を教員の専門性に依拠して実現することを企図している。

この大日方の提案は、本稿が明らかにした保護者の 加害者対応をめぐる認識にとって重要な意味を持つと 考えられる。ここでいう「応答的な関係」は、教員が 保護者等の意見に耳を傾け誠実に応えようとする専門 性に依拠した「応答責任」に関する応答が為されるも のであり、昨今の教員政策等で話題になっているアカ ウンタビリティとは異なる。しかし、本稿では保護者 が加害者対応を「教員の責任としての対応」として意 味づけている可能性を明らかにした。それは、保護者 が「教員の責任」を要求し、アカウンタビリティの枠組 内で執り行われる相互作用が展開していることを示唆 するものである。それゆえ、教員と保護者の相互作用 において、アカウンタビリティにおける応答から「応 答責任」における応答への転換がもし可能であれば. すなわち「応答的な関係」が構築できれば、「保護者 が公共的な対話に参加可能になる」だろう。それは教 員と保護者の対話が可能になること、ひいては両者の 連携が可能になることを示している。したがって、教 員と保護者の連携可能性においては, 大日方が示すよ うな「応答的な関係」の構築が求められるかもしれな い。それが具体的にどのような実践で可能になるのか については、今後の研究に期待したい。

最後に本稿の課題を2点示しておきたい。1点目に、ジェンダーという視点を含めて分析できなかったことである。特に、父親と母親で教育戦略に差異があることは先行研究でも明らかにされており、いじめ対応や加害者対応に関しても父親と母親で方針が異なる

ことは容易に想像できる。父親と教員, 母親と教員で 認識のすれ違い方が異なれば, その傾向を踏まえたい じめ対応の実践的方向性が望ましいだろう。

2点目に、本稿は加害者対応をめぐる認識に着目したが、それが被害者対応をめぐる認識とどのように異なるのか、すれ違い方に差異が生じるのかどうかということだ。本稿の冒頭でも述べた通り、被害者対応については先行研究の蓄積も厚く、情報発信も行われてきたために、認識がある程度共有されていると考えられる。しかし、だからこそ、被害者対応で認識が共有できていると思うあまり、加害者対応における認識の差異が不可視化されるのではないかという問題は否めない。そうした双方の対応についても包括的に検討することが今後の課題となる。

### (附記)

本稿は、「一般社団法人いじめ構造変革プラットフォーム」(代表理事:谷山大三郎・竹之下倫志)の寄附金による研究成果の一部である。

## [注]

1 「いじめる児童生徒への対応」として「保護者への報告」をしたか尋ねている項目と、「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」として「PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた」かどうかを尋ねた項目について、2011年から2021年の結果を並べたものが図9である。

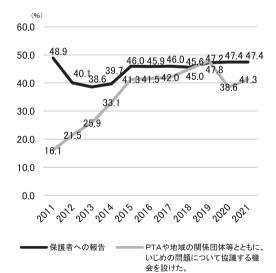


図9 いじめ対応での保護者の関わり (「問題行動調査」をもとに筆者作成)



■どちらも思う ■出席停止のみ ■警察と連携のみ ■どちらも思わない 図10 「出席停止」と「警察と連携」に対する保護者の認識

- <sup>2</sup> 筆者らの研究組織は、内田良(研究代表者/名古屋 大学大学院・教授)、古殿真大(名古屋大学大学院)、 澤田涼(名古屋大学大学院)、藤川寛之(名古屋大学 大学院)の4名で構成される。
- 3 2021年度の「問題行動調査」によれば、調査対象期間において出席停止措置された事案は、小学校で 0件、中学校で 4 件であった。
- 4 保護者が「出席停止」と「警察と連携」について、 どちらもすべきだと思う割合、「出席停止」のみすべ きだと思う割合、「警察と連携」のみすべきだと思う 割合、どちらもすべきではないと思う割合を示した ものが図10である。
- 5 一方で、「出席停止」については、「指導の文化」が 加害者排除を否定する論理によって排されるため、 「解決可能性」との関係を取り結ぶことはないと考え られる。それゆえ、「解決可能性」については「警察 と連携」をめぐる認識において際立って機能してい ると思われる。

### [対献]

- 藤川大祐,2021,『「いじめに対応できる学校」づくり ――法令だけではわからない子どもを守る実務ノ ウハウ』ぎょうせい.
- 後藤綾文・瀬戸美奈子, 2018, 「家庭・学校・地域で連携したいじめ予防活動の推進」『三重大学教育学部研究紀要』第69巻, pp.453-459.
- 久保田真功, 2013,「なぜいじめはエスカレートするのか?──いじめ加害者の利益に着目して」『教育社会学研究』第92集, pp.107-127.
- 黒崎勲, 1994, 『学校選択と学校参加――アメリカ教育 改革の実験に学ぶ』東京大学出版会.
- 文部科学省、2019、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について(通知)」(2022年7月15日取得、https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1417019.htm).

- , 2021,「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(2022年7月15日取得, https://www.mext.go.jp/content/20211007-mxt\_jidou01-100002753\_1.pdf).
- 大日方真史, 2008,「教師・保護者間対話の成立と公共性の再構築——学級通信の事例研究を通じて」『教育学研究』第75巻4号, pp.381-392.
- 酒井朗,1999,「『指導の文化』と教育改革のゆくえ」 油布佐和子編『教師の現在・教職の未来』教育出 版,pp.115-136.
- 佐藤香, 2008、「学校教育に対する保護者の期待と満足 ――学校段階に着目して」ベネッセ教育研究開発 センター編『学校教育に対する保護者の意識調査 2008報告書』ベネッセコーポレーション、pp.36 47
- 澤田涼・古殿真大・藤川寛之・島袋海理・内田良, 2022,「Web調査における非観測誤差――登録モニターの社会階層に着目して」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学)』第68巻2号、pp.167-177.
- 杉野勇・小内透, 2020, 「特集によせて――インターネット上での社会調査を再考する」 『社会学評論』 第71巻1号, pp.18-28.
- 唐音啓, 2018,「いじめ研究における加害者像を再考する――加害者が持つ向社会性に注目して」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第58巻, pp.417-425.
- 内田良, 2022,「いじめ加害者対応の難しさ――制度のハードルと被害者の『やさしい排除』」斎藤環·内田良『いじめ加害者にどう対応するか――処罰と被害者優先のケア』岩波書店、pp.6-23.
- 油布佐和子, 1999,「教師は何を期待されてきたか――教師役割の変化を追う」油布佐和子編『教師の現在・教職の未来』教育出版, pp.138-157.

# The Difficulty of Teacher – Parent Cooperation; A Disconnect in Dealing with Bullying Perpetrators

## Kanno FUJIKAWA\*, Ryo SAWADA\*, Shinta FURUDONO\*, Ryo UCHIDA\*\*

The purpose of this paper is to examine the differences in perception of teachers and parents regarding the treatment of bullying perpetrators. This paper identifies one reason for the difficulties encountered in teacher-parent cooperation relating to bullying cases.

Bullying continues to be a problem that threatens school education. Various solutions have been sought out and are in practice, including those that involve actors outside of the immediate school, including parents. However, while cooperation between teachers and parents is increasingly expected in dealing with bullying, such cooperation has its challenges. What are the key factors surrounding the difficulties experienced between parent and teachers?

Previous studies have suggested that the closed nature of a teacher in his/her role encourages distrust among parents. However, creating a seemingly open environment may not be all that is necessary to spark true cooperation. In this paper, we show that even if teachers and parents actively exchange their opinions, if they are not "on the same page," cooperation will be difficult. Conversation must not only be "open." Perspectives must be well understood. This paper analyzes the quantitative data collected independently to examine (1) whether a basis for the differences between teachers and parents is established, (2) whether and where the perceptions of teachers and parents are different, and (3) what kind of framework is used for these perceptions and how they affect the differences. Through these examinations, we will explore the reasons why cooperation between teachers and parents is problematic.

The analysis revealed the following three points.

- 1. Parents are willing to consult with teachers if they suspect bullying, suggesting that a foundation has been established from which teachers and parents' perceptions may differ.
- 2. Teachers and parents differ in their perceptions of how to respond to the perpetrator.
- 3. Teachers and parents perceive the perpetrator's response using different frameworks. The differences in the frameworks is influenced by the social context in which they are embedded, in this case, the context of elementary and secondary schools.

<sup>\*</sup> Student, Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University

<sup>\*\*</sup> Professor, Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University